

「豊かな心を育む内灘町民会議」設置要綱

(目的・設置)

第1条 この要綱は、健全な青少年の人間形成を目指し、家庭・地域社会・学校が一体となり、町民挙げて、豊かな心を育む教育を推進するため、「豊かな心を育む内灘町民会議」（以下「町民会議」という。）を設置し、組織及び事業遂行に関する必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 町民会議は、内灘町の心の教育を推進するために次の事業を行う。

- (1) 子どもたちの豊かな心を育むための教育推進に関する施策の審議及び調査・実施に関すること。
- (2) 普及・啓発に関すること。
- (3) 関係機関及び団体相互の連携調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(役員・委員)

第3条 町民会議は、会長1名、副会長1名、委員長4名、副委員長4名の役員及び委員を置く。

- (1) 会長は、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員長は、各委員会の会務を統括し、代表者会への提案等を行う。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行するとともに代表者会に出席する。
- (5) 会長・副会長は、委員長・副委員長と兼任することができる。

(役員を選任)

第4条 町民会議の役員の任期は2年とし、各専門委員会及び代表者会において選任する。但し、再任についてはこれを妨げない。

(顧問)

第5条 町民会議に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、必要に応じ会議に出席し発言することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 町民会議の運営のため次の会議を行う。

- (1) 代表者会 …原則として年2回開催し、会長が招集する。
議決については、代表者会出席者の過半数をもって決する。
- (2) 専門委員会…原則として年3回開催し、委員長が招集する。
議決については、専門委員会出席者の過半数をもって決する。

(事務局)

第8条 町民会議の事務を処理するため、事務局を内灘町教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営上必要な事項は別に定める。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 附 則 | この要綱は、平成10年7月11日より施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成11年4月1日より施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成13年4月1日より施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成20年4月1日より施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成21年4月1日より施行する。 |